

Nicot 東長崎に対する特別指導検査の進捗について（中間報告）

区が令和6年11月29日から実施している特別指導検査（Nicot 東長崎）について、これまでの指導及び改善報告に基づき令和7年8月に改善状況確認（モニタリング）を実施した。結果について報告する。

1. 特別指導検査結果通知後の指導経過（保育課）

令和7年03月14日付結果通知までは「Nicot 東長崎に対する特別指導検査の実施について」参照
令和7年04月10日 巡回訪問による保育指導
令和7年04月11日 設置者及び施設から改善状況報告書の提出
令和7年05月02日 設置者を招致、改善状況報告内容の確認
令和7年05月02日～06月27日 設置者及び施設から補足資料提出
令和7年06月20日 区主催研修「保育施設におけるアレルギー対応について」
令和7年06月23日 巡回訪問による保育指導
令和7年06月27日 設置者及び施設長を招致、改善状況について確認
令和7年07月03日 区主催研修「保育の安全のかたち～保育現場における危機意識～」
令和7年07月15日 巡回訪問による保育指導
令和7年08月18日 巡回訪問による保育指導
令和7年08月20日 施設現地にて改善状況確認（モニタリング）を実施
令和7年10月10日 巡回訪問による保育指導
令和7年11月10日 設置者及び施設に改善状況確認（モニタリング）の結果通知を交付

2. 特別指導検査の改善状況報告及び改善状況確認（モニタリング）の結果

設置者及び施設は、継続して改善に取り組んでおり、以下のとおり確認された。

- ▶ 不適切保育の生じた経緯経過を把握し、原因を設置者及び施設の組織全体に認めている。
- ▶ 組織体制の見直しを行い、保育の質の向上に向けた業務分担及び責任体制を明確化した。
- ▶ 職員間の情報共有体制を整備し、伝達漏れの防止及び意思疎通の円滑化に取り組んでいる。
- ▶ 研修強化に積極的に取り組んでいる。
- ▶ 施設を利用する全ての児童について、観察・記録・報告の流れを定着させ、きめ細やかな支援・ケアを実施している。
- ▶ 保護者ほか関係者に対して、説明会、懇談会、面談、連絡帳等を通じて丁寧な説明を実施し、信頼関係の構築に努めている。
- ▶ 設置者は、全ての職員に対しても、サポート及びケアを適切に実施している。

これらの取り組みはおおむね良好であり、一定の水準で保育所の運営を行っていることを確認した。

一方で、改善の定着のためには引き続き取り組みを要する点もあり、以上を踏まえて、令和7年3月14日付「特別指導検査結果通知」で指摘された事項について以下整理する。

（1）指摘「子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。」について

- 子どもの意思・気持ちを尊重し、人格・人権への配慮を日々の保育実践に一層反映すること。
- 個々の状況に応じた支援の方向性を計画的に整理・明文化し、運用を定着させること。
- 全職員の共通理解の下で判断基準・手順のばらつきを縮減し、定期的な振り返りにより改善を推し進めること。

(2) 指摘「施設長が職責を十分に果たしておらず、運営管理上問題が生じている。」について

- 設置者及び施設長のリーダーシップを発揮し、改善対応を進めていることは確認した。
- 現時点の取り組みを自ら評価し、改善の取り組みを更に推し進めていくこと。

(3) 指摘「施設長が保育に入り、常時保育所の運営管理の業務に専従していない。」について

- 施設長の主務を運営管理（指揮監督・安全管理・人材育成等）に明確化し、業務マニュアルの「日常的に保育に入る」趣旨の記載を改定すること。
- 改定内容の運用状況を記録と実績で点検すること（月間の保育従事時間の実績、運営会議の議事録・決裁、代行発令・指示記録、是正完了記録 等）。

以上の設置者及び施設の取り組み及びその確認の結果を踏まえ、区は、より確実な改善を担保するため、引き続き注意深く見守ることとし、特別指導検査による指導・支援は継続するものとする。

3. 今後の区の対応

(1) 指導検査 特別指導検査を継続、及び一般指導検査を実施

- ① 特別指導検査の改善状況確認（モニタリング）を実施予定（令和7年度中）
- ② 一般指導検査実施予定（令和7年度中）

(2) 巡回保育指導 保育課専門スタッフが実施する施設訪問と技術的助言を実施

巡回訪問の予定（令和7年12月、令和8年2月）

※心理巡回にあわせ隔月実施、このほか必要時には随時訪問実施予定

(3) 区主催の研修 区内保育士・看護師・栄養士ほか全職員を対象とした研修会を開催

令和7年10月29日「発達障害を含めた多様な発達のお子さんの理解・支援について」

令和7年12月16日「保育職におけるストレスの捉え方と対応」

令和8年01月14日「保護者支援・指導・対応について」

(4) 心理巡回訪問 東部子ども家庭支援センターの心理相談員の施設訪問を実施

心理巡回訪問の予定（令和7年12月、令和8年2月）

※令和7年度の定期訪問は偶数月に実施。

(5) 子どもの心のケアに関する保護者への相談支援

東部子ども家庭支援センター専門スタッフによる、保護者相談（随時電話相談受付）

以上